

# 支払督促申立ては **mints** または **督促手続オンラインシステム** で行えます



**mints** と **督促手続オンラインシステム(督オン)** には次のような違いがあります。  
申立ての前にチェックしてみてください💡

mints	限定なし	事件類型	特定の類型に限る (※1)	督オン
	PC (※2)	必要なもの	Windows PC (※3) (督オンの利用に必要なアプリケーションをインストール可能なもの) PC用メールアドレス 【個人】マイナンバーカード ICカードリーダー 【法人】電子証明書	
	24時間365日 ただし、毎月最終土曜日2:00~10:00を除く	利用可能時間	平日9:00~17:00	
	申立書PDFは事件ごとに作成することが必要	一括申立方法	【法人】大量の事件を1つのファイルで申立て可能 (複数申立用インターフェース)	
	相手方住所地を管轄する簡易裁判所	申立先裁判所 (※4)	東京簡易裁判所 (※5)	

- (※1) 詳細は督オンホームページの「[本システムでサポートする申立類型](#)」をご確認ください。
- (※2) 詳細はmintsホームページの「[初めてmintsをご利用する方へ](#)」の2の②「推奨されるご利用環境」をご確認ください。
- (※3) 動作環境の詳細は督オンホームページの「[動作環境](#)」をご確認ください。
- (※4) 督促手続では、裁判所に出頭する必要はありません。
- (※5) 相手方から異議が出て訴訟に移行した場合は、訴訟手続を担当する裁判所は「相手方住所地を管轄する裁判所」になります。